

## 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター  
吉野病院  
五條病院

平成22年4月30日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」が発出された。

その中で「多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し業務を分担するとともに、互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供するチーム医療」が強く求められている。

そこで、当院では、地域において患者の立場に立った医薬分業をさらに円滑に推進するために、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学ケアの充実および処方医師の負担軽減を図る目的で「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」の運用を行うものとする。

なお、運用においては、患者が不利益を被らないように配慮する。

### (処方変更に係る原則)

- ・ このプロトコルは疑義照会を事前合意(簡素化)するものであり、**正当な疑義照会の機会を妨げるものではない。**
- ・ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・ 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、患者が不利益を被らない場合に限る。
- ・ 患者に十分な説明(服用方法、安定性、価格等)を行い、同意を得た上で変更する。

### 1、処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、その内容をお薬手帳に記載(手帳シール貼付等で可)の上、該当処方箋(変更内容が分かるように記載したもの)をFaxにて速やかに薬剤部に送信する。ただし、後発品の変更調剤についてはお薬手帳に記載し、Faxによる報告は不要とする。

## 2、疑義照会不要例（ただし、麻薬、吸入薬に関するものは除く）

### ① 先発品で成分名が同一の銘柄変更

例：ボナロン錠35mg → フォサマック錠35mg

※必ず患者さんに（服用方法、価格等）説明後、同意を得て変更してください。

### ② 剤形の変更

例：ノルバスク錠5mg → ノルバスクOD錠5mg

リリカOD錠25mg → リリカカプセル25mg

ムコダイン錠500mg → ムコダインDS50% 500mg

※必ず患者さんに（服用方法、価格等）説明後、同意を得て変更してください。

※主成分が同じ場合のみ可

※用法用量が変わらない場合のみ可

※クリーム剤→軟膏、軟膏→クリーム剤の変更は不可

### ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例：5mg錠 1回 2錠 → 10mg錠1回1錠

20mg錠 1回 0.5錠 → 10mg錠1回1錠

ワーファリン錠1mg 2.5錠 → ワーファリン錠1mg 2錠

ワーファリン錠0.5mg 1錠

※患者さんに（飲み方、安定性、価格等）説明後、同意の上変更してください。

### ④ アドヒアランス等の理由により処方薬剤を半割や粉碎、混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）

例：ムコダイン錠500mg → 半錠・粉碎

※安定性のデータに留意してください。

※患者さんに（服用方法、価格等）説明後、同意を得て変更してください。

※患者負担が発生する場合は疑義照会必要

### ⑤ 処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること、あるいはその逆（抗悪性腫瘍剤、およびコメントに「一包化不可」とある場合は除く。）

※アドヒアランス不良が改善されると判断できる場合に限る。

※必ず患者さんに服用方法ならびに患者負担額について説明後、同意を得て調剤してください。

※安定性のデータに留意してください。

※患者負担が発生する場合は疑義照会必要

- ⑥ 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）

例：インドメタシンパップ70mg(7枚入り)×5袋

→インドメタシンパップ70mg(5枚入り)×7袋

マイザー軟膏0.05% (5g) 2本 → マイザー軟膏0.05% (10g) 1本

- ⑦ 患者希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤への変更(成分・用量・用法が同じものに限る。枚数に関しても同じとする。)

例：ロキソニンパップ100mg → ロキソニンテープ100mg

- ⑧ 外用剤の用法(適用回数、適用部位、適用タイミング等)が口頭で指示されている場合(処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている)に用法を追記すること(薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合)

例：(口頭で腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合)

モーラステープL 3袋 1日1回 → 1日1回 腰

- ⑨ ウィークリー製剤・マンスリー製剤が、連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)

例：(他の処方薬が14日分処方するとき)

ザファテック錠100mg(週1回製剤) 1錠 分1 朝食後 14日分 → 2日分

ベネット錠17.5mg(週1回製剤) 1錠 分1 起床時 14日分 → 2日分

- ⑩ 疑義照会で確認が取れている漢方薬、EPA製剤、EPA・DHA製剤、メトクロプラミド、ドンペリドンの「食後」投与

例：大建中湯7.5g 分3 毎食後 → 2回目以降の疑義照会は任意

- ⑪ 内服薬処方(投与日数制限のある薬剤は除く)の用法と数量では次回受診日までに不足すると判断される場合に処方数を適正化すること(ただし、次回受診日までに休薬や中止がなく継続が確認できる場合に限る。また、患者の要望などを理由とした必要以上の増量は不可とする。)

⑫ 残薬による投与日数の調整

薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合に、投与日数を調整(短縮)して調剤すること

【残薬調整時の約束事】

\*お薬そのものを見て確認する

\*日数の変更はRp) 毎で対応する

\*服薬情報提供書(トレーシングレポート)に理由と対応を記入し、処方箋の日数変更時は、日数の訂正を明記し併せてFax する

\*日数を増やすことは認めない

\*処方薬剤自体の削除は行わないこと(最低1日分は残す)

※残薬調整を行った場合は、処方箋の送信だけでなく、必ずトレーシングレポートを用いて、残薬が生じた理由と残薬を回避するために取った対応についての情報提供をお願いします。

※処方箋における「残薬確認した場合の対応」において、「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は、処方医に疑義照会した上で変更してください。

※処方変更された場合、患者へ「お薬手帳」や「お薬説明書」での情報提供を徹底してください。  
また、薬剤師は患者に対して毎回の診察時に「お薬手帳」を主治医に提示する旨を徹底してください。

平成31年3月22日